

内外無差別な卸売の実施に向けた取組状況等について

2023年11月27日(月) 第91回 制度設計専門会合 事務局提出資料



本日の内容

(24年度以降に向けた各社の取組状況について)

- 第86回制度設計専門会合(2023年6月27日開催)において、内外無差別な卸売のコミットメントを行っている事業者における23年度単年の卸取引の内外無差別性について評価を行った上で、24年度以降に向けて、各事業者に対して更なる取組を期待する/求めることが具体的に示された。
- また、資源エネルギー庁の第63回電力・ガス基本政策小委員会(2023年6月27日開催)において、 長期の卸取引の促進について議論がなされ、今後、長期卸の提供が拡大していくことが見込まれるため、 第89回制度設計専門会合(2023年9月29日開催)において、長期の卸取引における内外無差 別性の評価方針について御議論いただき、今後、長期卸についても定期的に確認・評価を行っていく こととされた。
- 現在、各事業者において、24年度以降の単年、長期の卸売メニューが順次公表されるなど、24年度以降の卸売のプロセスが進みつつある。内外無差別な卸売の実効性を確保するためには、事後的なフォローアップだけでは遅いとの御指摘が以前にあったことも踏まえ、各事業者の取組が、これまでの御議論を踏まえ、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨に沿ったものとなっているか、中間的な御確認を行っていただきたい。

(非化石証書取引に係る内外無差別性の更なる徹底に向けて)

● 第85回制度検討作業部会(2023年10月13日開催)にて、監視等委事務局より非化石証書取引の監視結果を踏まえた今後の対応の一例として、内部取引価格の設定を求める方向性を示した。これを踏まえて、非化石証書の内部取引価格を踏まえた、今後のフォローアップのあり方について御議論いただきたい。

【目次】

- I.24年度卸売交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)
 - 1) 各社の24年度以降の卸売の全体像
 - 2) 単年卸交渉に向けた動き
 - 3)長期卸交渉に向けた動き
- Ⅱ. 各社の取組状況に係る評価及び今後のフォローアップ内容
 - 1) 第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価への対応状況
 - 2) 現時点における評価及び今後のフォローアップに向けた論点
 - 3) 内外無差別フォローアップの今後の進め方(案)
- Ⅲ. 非化石証書取引に係る内外無差別性の更なる徹底に向けて

(1) 各社の24年度以降の卸売の全体像(1/2)

- コミットメント以前の既契約がある事業者を除けば、常時BUや計画外停止リスク等の控除を行った上で、供給力の大宗を卸売に供出する予定であり、社内・グループ内小売向けに供給力を確保する事業者は確認されなかった。
- 事業者の多くは、長期卸に全体の1~2割程度を割り当てており、今後も拡大予定。

事	業者	全供給力に占める 卸売予定量の割合	社内・グループ内小売向け 確保分の有無	単年/長期卸の配分及び 設定に当たっての考え方
北海道		• 24年度の卸販売募集量として、自社供給力全体の 9割以上 の卸売を予定	社内・グループ内小売向けの確保分は無し	 24年度販売予定量のうち、約35億kWhを長期卸に配分 長期卸の販売量の見込みがつかないことから、大宗を占める自社小売の最小需要kWを勘案し、販売量(3年分累計)を暫定的に見積もり、本年度の配分割合を設定
東	idt	• 24年度の卸販売割当量として、全供給力の 約9 割の卸売を予定(販売kWが最大となる冬季を想 定)	・ 社内・グループ内小売向けの確保分は無し	 24年度販売予定量のうち、長期卸への配分は数%程度となる予定 電源停止・燃料途絶・物価変動のリスク等を勘案し、26年度に販売量の5-10%を販売することを想定
	東電EP	24年度に供給を受ける全電力量のうち、 約5% 程度の卸売を予定	- (発販分離の小売業者として、自社販売分の余剰分を卸売に充当)	• 調達環境及び小売供給量が見通せないため、 長期卸は実施せず
東京電力グループ	東電HD・ RP	 募集に向けて準備中 純揚水を活用した卸標準メニュー外の電力預かり サービスを検討しているが、販売の有無及びポート フォリオについては<u>検討中</u> 	東電EPとのコミットメント以前の既契約を維持 (販売予定分については、東電EPとの一部契約変更 協議を予定)	・原子力発電所の稼働状況が見通せず、供給力が確保できないリスクがあるため、単年卸のみを提供・純揚水を活用した卸標準メニュー外の単年卸を別途検討中
中部電力	中電 ミライズ	供給力確保の問題から、<u>販売可否を含めて現状</u>では未定	- (発販分離の小売業者として、自社販売分の余剰 分を卸売に充当)	・販売可否を含めて現状では未定
グループ	中電HD	• 24年度の卸販売募集量として、全供給量の <u>約</u> 10%の卸売を予定	全量を長期PPAを通じて中電ミライズに販売 (卸売予定分については、購入希望条件を踏まえ、 中電ミライズとの契約変更協議を予定)	• 25年以降については、契約変更に必要な協議が 整っていないため、 長期卸は実施せず

(1) 各社の24年度以降の卸売の全体像(2/2)

事業者	全供給力に占める 卸売予定量の割合	社内・グループ内小売向け 確保分の有無	単年/長期卸の配分割合及び 設定に当たっての考え方
JERA	 グループ会社(JERAパワートレーディング)含め、 全供給力のうち、<u>約1割</u>の卸売を予定 	• 東電EP・中電ミライズとの既契約分を控除	 24年度分は、単年卸が1割、長期卸(既契約分)が9割程度 既契約の一部が満了する26年度以降は、全体の約45~60%を長期卸として販売予定
北陸	・ 全供給力のうち、約9割の卸売を予定	• 社内・グループ内小売向けの確保分は <u>無し</u>	 本年度は長期卸分として数%程度を販売し、26年度には、 約5~10%に拡大予定(燃料調達に当たり長期契約を 締結しているLNG電源の構成率と紐付けて設定)
関西	 全供給力のうち、電源脱落のリスク等を考慮した上で ほぼ大宗(割合は検討中)を卸売(常時 B Uや ベースロード市場への供出を含む)する方向で検討中 	・ 社内・グループ内小売向けの確保分は 無し	・単年/長期卸の配分割合については <u>検討中</u> (単年卸の販売量を精査中)
中国	• 24年度の卸販売募集量として、全発電計画量の <u>9割</u> <u>以上</u> の卸売を予定	• 社内・グループ内小売向けの確保分は <u>無し</u>	 24年度販売予定の約2割を長期卸に配分 向こう3年間で販売予定量の3~5割を複数年卸とする ことを前提に本年度の配分割合を設定
四国	24年度の卸販売募集量として、供給予定量の <u>約5割</u> の 卸売を予定(別途、 <u>約2割</u> を停止リスク/スポット市場販 売用に確保)	 社内・グループ内小売向けの確保分は無し ※第86回制度設計専門会合で社内小売向けの確保分に 該当しないと整理された火力電源入札における約定分が 存在(全供給力の約2割) 	 本年度は長期卸分として、15%~20%程度を販売予定、 今後3年間かけて、供給予定量の50%~60%程度に 拡大予定 固定費を長期に安定的に回収するために最低半分以上の 売り先を長期卸に配分予定
九州	 供給力から常時BUやBL約定想定量を控除した全量 (全供給力の9割以上を予定)の卸売を予定 	社内・グループ内小売向けの確保分は無し	本年度は長期卸分として約100万kWを販売今後3年で、端境期における最小稼働量の約5割に当たる 300万kWを長期卸に配分し、残りを単年卸に配分予定
沖縄	 全供給力のほぼ全量(送配電への調整力供出分を除 <u>く)</u>の卸売を予定 	社内・グループ内小売向けの確保分は無し	20万kW(最大販売量予定量の<u>1/3程度</u>)を長期卸に配分予定他は単年度卸として受付予定

①交渉スケジュールの公表・内外無差別な交渉の実施

- **9社**が募集概要及び交渉スケジュールを**ウェブサイトで公表済み**。
- 交渉自体についても、内外問わず、同一のスケジュールで実施することを予定している (複数の取引方式を予定している事業者は、各方式で同一スケジュールを設定予定)。

₫			
	上海道	 11/6にザラ場取引、11/10にマルチプライスオークション、11月中に市場連動 供給契約に関する募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表 	
j	東北	9/8に募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表	・ 入札制に基づき、全3回(11月(2回)、12月)の卸売を実施
東京電力	東電EP	9/26に募集概要・資料請求方法等をウェブサイトで公表	・ 入札制に基づき、10月末までに落札者を決定、11月末目途で契約締結予定
グループ	東電HD·RP	・ 検討中 (昨年同様にウェブサイトで公表予定)	• –
中部電力	中電ミライズ	• <u>検討中</u> (供給力を精査の上、相対卸が可能な場合(24年1月頃判断 予定)は問合せがあった事業者に個別に回答予定)	• –
グループ	中電HD	・ 11/7に募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表	・ 11/20までに問い合わせがあった事業者と相対協議を実施
J	ERA	• 10/10(JERA販売分)及び11/1(JERAパワートレーディング販売分)に、 募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表	 入札制に基づき、10月末まで事前審査の申し込みを受付、入札・落札処理後、 1月までに落札者と契約締結予定(10/10公表分) 別途、ブローカー取引により、11月~3月末まで販売を実施(11/1公表分)
;	北陸	11/8に募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表	・ 12月上旬まで申込みを受け付け、以降相対協議を実施予定
l	関西	・ 12月上旬に募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表予定	• -
中国		• 10/13に募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表	・ 全2回(11月、1月)の入札制を実施
四国		・ 11/24に募集概要・交渉スケジュールをウェブサイトで公表	 12/15まで参加申込みを受付、12/18~1/12の期間で希望条件のお申込み 等を受付予定
;	九州	・ 12月にウェブサイトで公表予定	• =
3	沖縄	・ 11/21にウェブサイトで公表	• 随時受付

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(1/4)

- 卸売のスキームについては、ブローカー制(ザラ場取引)、入札制(ブローカー利用、自社開催)、相対交渉、一律の価格体系のいずれかを採用している。
- オプション価値評価、燃料調達におけるリスク管理の難しさ等を理由に、24年度卸から通告変更 権ありの卸標準メニューを提供しないこととする事業者(東北電力・東電EP)も存在している。

				卸標準メニュー(ひな	型)の内容			
事	業者	卸標準メニュー (ひな型)の 公表時期及び方法	卸売のスキーム	通告変更権あり	オプション価値評価	最終通告期限	通告変更量の アローアンス	通告変更権なし
北	海道	11/6にウェブサイト で公表	ブローカーを活用した ザラ場取引及び入 札制	・ <u>提供なし</u>	• –	• _	• –	単年のベース・ミドル型メニューに加え、 月間〜2年商品、市場価格連動の 複数メニューを提供
J	東北	・ 9/8にウェブサイト で公表	• 入札制	・ <u>提供なし</u> (24年度 卸から変更)	• –	• –	• –	 ベース・ミドル型の2メニューを提供 ミドル商品では月間kWh一定で受給時間を柔軟に変更できる「受給パターン変更」が選択可
東京電力	東電EP	・ 9/26にウェブサイト で公表	• 定型卸:入札制 • BG加入卸:申込 先着順	・ <u>提供なし</u> (24年度 卸から変更)	• –	• –	• –	ベース・ミドル型の2メニュー(入札制)に加え、需給運用業務を代行するBG加入卸を提供
グループ ※1	東電 HD·RP	• <u>検討中</u>	• 入札制	• _	• _	• _	• _	・ 出なり(通告変更権なし)
中部電力	中電 ミライズ	卸標準メニューの 公表なし	• –	• –	• _	• –	• –	• –
グループ ※1	中電HD	・ 11/7にウェブサイト で公表	• 相対交渉	・ <u>提供なし</u>	• _	• –	• –	・ 契約時に設定した月毎のkW固定の 受給パターンで提供

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(2/4)

	Antwick I —		卸標準メニュー(ひな)	型)の内容			
事業者	卸標準メニュー (ひな型)の 公表時期及び方法	販売スキーム	通告変更権あり	オプション価値評価	最終通告期限	通告変更量の アローアンス	通告変更権なし
JERA	 (JERA販売分) 10/10にウェブサイト で公表 (JERAパワートレー ディング販売分) 11/1にウェブサイト で公表 	(JERA販売分) 入札制(JERAパワートレー ディング販売分) ブローカー制	・ ベース・ピーク型で提供(東京エリア・中部 エリア)	電力・燃料のフォ ワードカーブ等を基 に、スプレッドオプショ ン価値を算定	(JERA販売分) 3か月前の月の10 日(JERAパワートレーディング販売分) 1 か月前	(JERA販売分) 契約締結時点の 通告電力量から受 給月毎に±10%(JERAパワートレー ディング販売分)契 約kWの範囲内	・ ベース・ピーク型を提供(東京エリア・中部 エリア)
北陸	・ 11/8にウェブサイト で公表	• 相対交渉	• ミドル・フレックス型で 提供	通告量に応じたバッファ電源の稼働割合の増分に基づき算定	• 前々日15時	• 計画値±5%	• ベース・ミドル・フレッ クス型の3メニューを 提供
関西	• 12月上旬にウェブサ イトで公表予定	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>
中国	・ 10/13にウェブサイト で公表	・ 入札制(価格の再 申込有)	• 利用率が異なる2パ ターンのメニューを提 供	市場との裁定取引 による買手のメリット をもとに設定(通告 型a)	• 前々日14時	・ 年間・月間利用率 の範囲内で、コマ別 は契約kWの範囲 内	• ベース・ミドル型を提 供
四国	・ 11/24にウェブサイト で公表	• 相対交渉	ベース型で下げ通告 型のメニューを提供	・ 検討中 (希望条件 の受付開始予定日 までに決定)	・ <u>検討中</u> (同左)	・ <u>検討中</u> (同左)	ベース・ミドル型を提供
九州	12月にウェブサイト で公表予定	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>	• <u>検討中</u>	・ <u>検討中</u>
沖縄	・ 11/21にウェブサイト で公表	• 一律の価格体系	ベース・ミドル需要向きと、ミドル・ピーク需要向きの2パターンのメニューを提供	• オプション価値の 評価は実施せず	• 当日8時30分	・ 契約電力の範囲内	• –

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(3/4)

- 容量確保契約金及び託送料金の発電側課金の扱いについては、大別すると、以下3類型が存在する。(関西電力は検討中)
 - ① 容量確保契約金・発電側課金ともに売手が明示的に控除・転嫁を行う事業者(東北電力、東電EP(BG加入卸)、中電HD、JERA、 九州電力、沖縄電力(発電側課金のみ))
 - ② 容量確保契約金・発電側課金ともに買手が控除・転嫁を織り込むと想定して売手から明示的に精算しない事業者(北海道電力、東電EP (定型卸)、東電HD・RP、四国電力)
 - ③ 容量確保契約金は買手が控除を織り込むと想定して売手から明示的に精算しない・発電側課金は売手が明示的に転嫁する事業者(北 陸電力、中国電力)
- 一部(東電EP(定型卸))を除いて、**容量確保契約金及び発電側課金の扱いを買手に対して通知する方針である**ことを確認した。

事業者		容量確保契約金の控除予定/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
北	海道	プライスベースの交渉となるため、容量確保契約金相当としての別途精算は実施しない別途精算しない旨をウェブサイトで通知	プライスベースの交渉となるため、発電側課金相当としての別途精算は実施しない別途精算しない旨をウェブサイトにて通知
東北		・ <u>卸価格から</u> 、容量確保契約金相当を <u>控除</u> ・ 控除額を入札希望者へ通知	発電側課金相当を<u>転嫁</u>課金単価の公表後に課金額を落札者へ通知予定
東京電力 グループ	東電EP	【定型卸】 ・ プライスベースの入札方式となるため、非公表の最低価格には織り込んでいるが、容量確保契約金相当としての別途精算は実施しない ・ 別途精算しない旨を通知しない 【BG加入卸】 ・ 卸価格から 容量確保契約金相当を <u>控除</u> ・ <u>控除する旨を通知(控除額は通知しない)</u>	 【定型卸】 プライスベースの入札方式となるため、非公表の最低価格には織り込んでいるが、発電側課金相当としての別途精算は実施しない 別途精算しない旨を通知しない 【BG加入卸】 発電側課金相当を転嫁予定だが、具体的な方法については検討中 発電側課金相当を転嫁する旨を募集要綱に記載(転嫁額は通知しない)
	東電HD·RP	 プライスベースの入札方式となるため、容量確保契約金相当としての別途精算は実施しない 予定 別途精算しない旨を入札説明書にて通知予定 	 小売事業者が発電契約者として発電側課金相当を負担してもらうことを前提とした契約を求める予定であるため、別途現預金で精算は実施しない予定 別途精算しない旨を契約者との入札説明書及び電力需給契約書に記載予定
中部電力	中電ミライズ	・ - (卸標準メニュー作成予定なし)	・ - (卸標準メニュー作成予定なし)
グループ	中電HD	・ <u>卸価格から</u> 、容量確保契約金相当を 控除予定 ・ <u>控除する旨を個別に通知予定(控除額は通知しない)</u>	発電側課金相当を転嫁予定転嫁する旨を個別に通知予定(課金額は通知しない)
JE	ERA	容量確保契約金相当を控除控除する旨を事前審査を通過した申込者に通知(控除額は通知しない)	kWhは発電側課金相当を転嫁予定だが、kWは転嫁予定なしkWhは転嫁する旨を契約書に記載予定

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(4/4)

- ②容量確保契約金・発電側課金ともに買手が控除・転嫁を織り込むと想定して売手から明示的に精算しない事業者からは、プライスベースで(買手が控除・転嫁を織り込んだ価格目線で)交渉を行うため、売手として明示的に控除・転嫁は不要との説明があった。
- ③容量確保契約金は買手が控除を織り込むと想定して売手から明示的に精算しない・発電側課金は売手が明示的に転嫁する事業者からは、プライスベースで(買手が控除を織り込んだ価格目線で)入札又は交渉を行うため、容量確保契約金は売手から明示的に控除しない一方、発電側課金は入札・交渉時点で単価が確定しておらず、買手が適切な金額を織り込めないと想定して単価確定後に売手が明示的に転嫁するとの説明があった。

事業者	容量確保契約金の控除予定/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
北陸	プライスベースの交渉となるため、容量確保契約金としての別途精算は実施しない希望価格は容量確保契約金を差し引いた金額で提示いただく旨をウェブサイトに記載	発電側課金相当を転嫁転嫁する旨をウェブサイトに記載し、課金額は課金単価の公表後に通知予定
関西	• 販売方式と合わせて 検討中	• 販売方式と合わせて <u>検討中</u>
中国	 プライスベースの入札制となるため、容量確保契約金としての別途精算は実施しない なお、募集プロセスにおける評価の基準となる価格及び最低取引価格については、容量確保契約金を控除し設定 別途精算しない旨を募集要項に記載 	
四国	プライスベースの交渉となるため、容量確保契約金としての別途精算は実施しない予定別途精算しない旨を個別に通知予定	プライスベースの交渉となるため、発電側課金相当としての別途精算は実施しない予定別途精算しない旨を個別に通知予定
九州	容量確保契約金相当を控除予定通知方法等の詳細は<u>検討中</u>	発電側課金額相当分を転嫁予定買手側への通知方法等の詳細は検討中
沖縄	• (制度対象外)	 発電側課金額相当分を<u>転嫁予定</u> 課金額(試算値)を既契約者へ通知後、<u>課金単価の公表後に契約希望する事業</u> 者に対して個別に再通知予定

③卸標準メニュー以外の販売概要(1/3)

● 卸標準メニュー以外についても、各事業者で販売有無、販売スキーム及び社内/グループ内小売への販売の有無がそれぞれ異なるものの、社内・グループ内にのみ異なるメニューの販売を予定している事業者は確認されなかった。

事	業者	販売の有無	販売スキーム	社内/グループ内小売への販売予定
北	海道	・ <u>卸標準メニューをベースに、顧客ニーズに柔軟に対応した</u> メニューを販売予定	・相対交渉	・ <u>社外のみを対象</u> とし、販売予定無し
東	钳	・ 販売予定は無し	• –	• –
東京電力	東電EP	• 販売予定は無し	• =	• –
アス電力グループ	東電HD・ RP	・ 純揚水を活用した電力預かりサービスを 検討中	・ <u>入札制</u>	・ 募集を行う場合、他事業者と同様に応募があり、かつ、同 様の基準に照らして選定された場合のみ販売予定
中部電力	中電ミライズ	・ 検討中 (供給力見通しを踏まえ、可能な場合は販売)	・検討中	・ 募集を行う場合、グループ内外問わず 販売予定
グループ	中電HD	・ 販売予定は無し	• =	• –
JE	:RA	卸標準メニュー販売後に余力が残存する場合には、卸標 準メニュー以外の販売についてもグループ内外問わず検 討の可能性	• 未定	• 未定
北	上陸	・ 販売予定は無し	• –	• –
関	西	・ 販売予定は無し	• –	• –
中国		 ミドル型について、標準メニュー以外での時間帯の申し込みも可能 既存契約の更改分について、例外的に現在の契約条件の範囲内で販売 	 4月開始の卸契約については、既存契約以外も含む募集プロセスの中で入札制により販売 4月以外のタイミングで更改予定の既存契約は、社外小売のみを対象に相対交渉により販売を予定(卸販売分とは別に販売量を控除) 	
四国		 卸標準メニューをベースに、顧客ニーズに柔軟に対応した メニューを販売予定 	・ <u>相対交渉</u>	• <u>社外のみを対象</u> とし、販売予定無し
٦	L/H	・ 販売予定は無し	• –	• –
沖	中縄	・ 販売予定は無し	• -	• –

③卸標準メニュー以外の販売概要(2/3)

- 卸標準メニュー以外における容量確保契約金の控除/発電側課金の転嫁は、**基本的には卸標 準メニューと同じ考え方で精算を行う**予定。
- <u>中電ミライズ</u>は、卸標準メニューの作成予定はないが、卸標準メニュー以外においては、<u>電源特定</u> の卸売は別途控除/転嫁を行う、電源非特定の卸売は控除/転嫁を行わない予定。

事	業者	容量確保契約金の控除予定/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
北	海道	 卸標準メニューと同様、容量確保契約金相当としての精算は実施しない 予定 別途精算しない旨を交渉時等に通知予定 	 卸標準メニューと同様、発電側課金相当としての精算は実施しない予定 別途精算しない旨を交渉時等に通知予定
見	刺北	• –	• –
	東電EP	• _	• _
東京電力グループ	東電HD·RP	しかい予定	 卸標準メニューと同様、発電側課金相当としての別途精算は実施しない予定 別途精算しない旨を募集要綱にて通知予定
中部電力 グループ	中電ミライズ	 【電源特定】容量確保契約金相当を<u>控除予定</u> 【電源特定】 <u>控除額</u>を<u>個別に通知予定</u> 【電源非特定】プライスベースの交渉となるため、 <u>容量確保契約金相当としての精算は別途実施しない予定</u> 【電源非特定】別途精算しない旨を<u>通知しない</u> 	 【電源特定】発電側課金相当を<u>転嫁予定</u> 【電源特定】<u>転嫁額</u>を個別に通知予定 【電源非特定】プライスベースの交渉となるため、発電側課金相当としての精算は別途実施しない予定 【電源非特定】別途精算しない旨を<u>通知しない</u>
	中電HD	• –	• –

③卸標準メニュー以外の販売概要(3/3)

- 卸標準メニュー以外における容量確保契約金の控除/発電側課金の転嫁は、**基本的には卸標 準メニューと同じ考え方で精算を行う**予定。
- 中国電力は、社外小売との既契約の更改分(4月開始以外)について、売手から価格提示を 行い明示的に容量確保契約金の控除を行う点が卸標準メニューと異なるが、販売プロセスの 違いによるものであり、一定の合理性があると考えられる。

事業者	容量確保契約金の控除予定/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
JERA	• 卸標準メニューと同様に控除予定であるものの、販売未定であり、実際の協議内容に応じて判断予定	 卸標準メニューと同様に転嫁予定であるものの、販売未定であり、実際の協議 内容に応じて判断予定
北陸	• –	• –
関西	• –	• _
中国	 【既契約の更改分(4月開始)】 募集プロセス内で入札を行うため、卸標準メニューと同様、容量確保契約金としての別途精算は実施しない 卸標準メニューと同様、別途精算しない旨を募集要項に記載 【既契約の更改分(4月開始以外)】 容量確保契約金相当額を控除した卸販売価格を提示(対象年度の平均値で控除額を算出) 控除額の通知は事業者から連絡があれば応じる 	サイス を
四国	 卸標準メニューと同様、容量確保契約金としての別途精算は実施しない予定 卸標準メニューと同様、別途精算しない旨を個別に通知予定 	 卸標準メニューと同様、発電側課金相当としての別途精算は実施しない予定 卸標準メニューと同様、別途精算しない旨を個別に通知予定
九州	• –	• –
沖縄	• –	• –

④制約条件及び価格以外の評価基準(1/2)

- 23年度卸に制約条件を設定していた事業者は、いずれも解除又は緩和を予定。
- 価格以外の評価基準(**与信評価・取引実績評価**)については、<u>社内・グループ内小売にとって</u> 実質的に有利となる評価基準を設定する事業者は現時点では確認されなかった。

事業	業者	制約条件 ^{※1}	価格以外の評価基準
北洲	毎道	 23年度に設定していた <u>転売禁止の条件を解除</u> エリア内限定供給の条件は <u>設定せず</u> 	・ <u>社外小売に対して</u> 、外部機関の評価に基づく <u>与信枠の設定(未確定債権</u> も対象)を行い、超過部分については、 <u>前払い、保証金、銀行保証状、親会</u> 社保証等により補完対応
東	idt	 23年度に設定していた転売禁止の条件を解除 東北エリア向け商品については、23年度と同様に、東北エリアの需要計画量を購入量上限として設定するが、入札回数を3回に増やすことで対応(東京エリア向け商品は23年度同様に購入量制限なし) 	• <u>自社小売を含む全事業者に対して</u> 、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、 <u>支払保証</u> により補完対応するとともに、 <u>社外小売に対してのみ、取引実績評価</u> を実施
東京	東電EP	23年度に設定していた <u>転売禁止の条件を解除</u>エリア内限定供給の条件は、昨年に引き続き<u>設定せず</u>	・ グループ内外問わず全事業者に対して、外部機関の評価に基づく与信評価 を実施
電力グループ	東電 HD·RP	・ 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設定せず</u>	・ <u>検討中</u> (卸標準メニューについては、 <u>グループ外小売に対して</u> 、外部機関の 評価に基づく与信評価を実施し、 <u>親会社の債務保証</u> により補完対応するとと もに、卸標準メニュー以外については、 <u>グループ内小売を含む全事業者に対し</u> <u>て</u> 、外部機関の評価に基づく与信評価を実施することをそれぞれ検討)
中部電力	中電 ミライズ	• 転売禁止・エリア内限定供給の条件は設定せず	・ <u>グループ内小売を含む全事業者に対して</u> 、財務諸表の確認や、必要に応じて外部機関の評価に基づく与信評価を実施
グループ	中電HD	• 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設定せず</u>	 グループ外小売に対して、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、保証 金により補完対応
JE	RA	• 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設定せず</u>	• <u>グループ内小売を含む全事業者に対して</u> 、外部機関の評価又はそれらに準 じた基準による内部格付を基に与信評価を実施し、 <u>前払い、支払保証金、</u> 連帯保証等により補完対応

④制約条件及び価格以外の評価基準 (2/2)

事業者	制約条件 ^{※1}	価格以外の評価基準
北陸	 23年度に公表していた目的外利用(小売需要以外での利用)の制限の記載を、24年度の公表内容から削除(制限なし) エリア内限定供給の条件は設定せず 	 社外小売に対して、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、保証金により補完対応 取引実績等の23年度同様の基準でグループ分けを実施し、順次協議を実施
関西	・ <u>23年度に設定していた条件を緩和しつつも、一部制約条件を設定する方向</u> <u>で検討中</u>	・ <u>社外小売に対して</u> 、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、 <u>保証金・前</u> 受金・第三者保証により補完対応
中国	• 23年度に設定していた 転売禁止 及び エリア内限定供給(通告型β)の条 件を解除	 自社小売を含む全事業者に対して、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、第三者保証により補完対応 23年度に考慮していた取引実績については考慮せず
四国	• 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設定せず</u>	• <u>自社小売を含む全事業者に対して、受給パターンや供給力補完の有無、外部機関の評価</u> や債務保証能力(親会社、料金の前払いによる保証金)、 取引実績等を総合的に判断
九州	• 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設定せず</u>	 自社小売を含む全事業者に対して、外部機関の評価に基づく与信評価 (未払い等の実績・支払保証等を含む) を実施 23年度に行っていた取引実績によるグループ分けは行わない
沖縄	・ 転売禁止の条件について、 卸標準メニューの一部商品(ミドル・ピーク需要向き)から解除 (転売禁止条項があっても、別途増量可能・通告変更権も0-100%となっており、実質的には競争性は阻害されず) ※ エリア内限定供給の条件は独立系統のため対象外	・ <u>自社小売を含む全事業者に対して、外部機関の格付や、信用補完措置として、第三者債務保証・保証金等の選択肢提供による信用評価を実施</u>

①交渉スケジュールの公表・内外無差別な交渉の実施

- 9社が募集概要及び交渉スケジュールをウェブサイトで公表している。
- 交渉スケジュールについても、**内外問わず、同一のスケジュールで実施することを予定**している。

事	業者		交渉スケジュール(公表済の事業者のみ)		
北海道 東北 東京電力 ブループ 東電HD・RP		・ 11/10にウェブサイトで公表	• 11/27に募集要項開示、12/11~13にブローカーによる入札を実施予定		
~-10		・ 11/10にウェブサイトで公表	・ 公表後、12月にかけて入札制による販売を実施		
東京電力	東電EP	・ 販売予定無し	• –		
	東電HD·RP	・ <u>販売予定無し</u>	• –		
中部電力	中電ミライズ	• 検討中 (供給力見通しを精査し、問合せがあった事業者に対して個別回答予定)	• –		
グループ	中電HD	・ 販売予定無し	• _		
JERA		 26年度以降を受給年度とする長期卸について、22年12月(第1回)及び23年9月 (第2回)にウェブサイトで公表 	第1回分については、22年12月にウェブサイトで公表し、契約締結済第2回分については、9月にウェブサイトで公表し、今後契約締結予定		
‡	比陸	・ 11/8にウェブサイトで公表	・ 12月上旬まで協議を受け付け、順次相対協議を実施		
	吳西	・ 9/15にウェブサイトで公表	・ 10月末までに申込みがあった事業者と合意確認し、11月中旬に契約締結		
-	中国	・ 10/13にウェブサイトで公表	・ 公表後に募集を開始し、11月中旬に契約可否を回答済		
P	四国	・ 10/10にウェブサイトで公表	 10/23まで参加申込みを受付、11/1~11/27の期間で希望条件のお申込み等を受付し、12/28目途で契約締結予定 		
j	ኒ 州	・ 11/10にウェブサイトで公表	・ 公表後、12月上旬にかけて申込みを受け付け、24年2月までを目途に契約締結予定		
7	中縄	・ 11/21にウェブサイトで公表	・ 公表後に申込みを受け付け、24年2月までを目途に契約締結予定		

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(1/3)

- 卸標準メニューは、小売事業者のニーズを踏まえつつ、**3~5年程度の契約期間を設定する事業** 者が大宗を占める。最大10年の契約に対応する事業者も一部存在する。
- 大宗の事業者は、コストベースの最低落札価格や一律の卸売価格を設定している。
- 販売スキームは、各社、入札制(ブローカー利用、自社開催)、一律の価格体系及び相対交
 造のいずれかを採用している。

		卸標準メニュー				卸標準メニュー	(ひな型)の内容			
事	業者	(ひな型)の 公表時期及び方 法	契約期間設定 及び考え方	価格設定の 考え方	販売スキーム	通告変更権あり	オプション価値評価	最終通告期限	最終通告期限 通告変更量の アローアンス	
	海道	・ 11/10にウェブサイ トで公表	者の調達機会確 保の観点等から <u>3</u> <u>年</u> に設定	・ <u>コストベース</u> の <u>最低落札価格</u> を 設定	・ <u>入札制</u> (ブローカー利 用)	・ <u>提供なし</u>	• _	• _	• –	・ ベース型を提供
東	鉳	・ 11/10にウェブサイ トで公表	 基本政策小委で 示された3~5年 を踏まえ、より長期 の<u>5年</u>に設定 	・ コストベース の 最低落札価格 を 設定	・ 入札制	・ 提 <u>供なし</u>	• -	• -	• –	・ ベース型を提供
東京	東電EP	・ 販売予定無し	• –	• –	• –	• –	• –	• –	• –	• –
電力 グループ (※1)	東電HD・ RP	• 販売予定無U	• –	• –	• –	• –	• –	• –	• –	• –
中部 電力	中電 ミライズ	・ 販売予定無し	• –	• -	• –	• -	• -	• -	• –	• –
グループ (※1)	中電HD	販売予定無し	• -	• –	• –	• –	• –	• –	• –	• –

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(2/3)

		卸標準メニュー				卸標準メニュー(で)な型) の内容 			
事業	绪	(ひな型)の 公表時期及び	契約期間設定 及び考え方	価格設定の	販売スキーム					
		方法	及U与人力	考え方		通告変更権あり	オプション価値評価	最終通告期限	通告変更量の アローアンス	通告変更権なし
JEI	RA	• 9/12に2026年 度受給開始分 の第2回販売分 をウェブサイトで 公表	 長期で安定的に 調達したいという 顧客ニーズを踏 まえ、4~6年 を基本に、 ガス商品は最大 10年に設定 	・ コストベース で固 定費等の回収・ 燃料調達費用 と整合する 商品 <u>ごとに一律の価</u> 格体系を設定	・ <u>一律の価格体</u> <u>系</u> (商品ごと)	ベース・ミドル商品を、エリア別(50・60Hz)、燃種別 (石炭・ガス)に 提供	ベース・ミドルでそれ ぞれ選択可能な 通告パターンを設 定。購入者が選 択する各日の通告 パターンに応じて補 正料金を算出	ベース、ミドルそれ ぞれに対応する燃料調達と整合的 な時期で設定	年間利用率・月間電力量の範囲内で、契約時に提出したコマ別通告パターンを、一定のルール下で変更可能 年 日 日 日 日 日 日	• ベース型・ミドル型 を提供(最低契 約数量は1MW)
北	陸	11/8にウェブサイトで公表	・ 燃料調達契約 と併せて 3年 に 設定	• <u>コストベース</u> の 最低取引価格 を設定	・ <u>相対交渉</u> (希望価格が 高い順に交渉)	・ <u>提供なし</u>	• -	• -	• -	・ ベース型を提供
関	西	・ 9/15にウェブサ イトで公表	 顧客ニーズや収益/リスク管理観点から3年・5年に設定 	• 発電コスト及び <u>市況水準</u> を踏ま え、 <u>一律の卸売</u> <u>価格</u> を設定	・ <u>一律の価格体</u> <u>系</u>	・ <u>提供なし</u>	• –	• –	• –	• ベース型・ミドル型 を提供
中	围	・ 10/13にウェブ サイトで公表	基本政策小委の議論及び顧客ニーズを踏まえ、3年に設定	 発電コストを ベニスに、各社 に提示する卸売 価格を設定 	・入札制	利用率が異なる2 パターンのメニュー を提供(単年卸と 同様)	市場との裁定取引 による買手のメリッ トをもとに設定 (通告型a)	・ 前々日の14時	・ 年間・月間利用 率の範囲内で、コ マ別は契約kWの 範囲内	ベース・ミドル型の2 メニューを提供 (単年卸と同 様)
四	玉	・ 応募意思を表明した事業者に対して11月に個別通知	• 顧客ニーズを踏 まえ、 3-5年 に 設定	• <u>コストベース</u> で各 社に 提示する電 力量料金単価 を設定予定	・ 相対交渉 (基本料金につ いて事業者から 希望価格を聞き 取り)	• 利用率が異なる 2 パターンのメニュー を提供	・ 通告変更権を標 準で具備	・ 前々日の15時	・ 月別及びコマ毎の 利用率の範囲をメ ニュー別(高利用 率型/中低利用率 型)に設定	提供なし
九	М	・ 11/10にウェブ サイトで公表	・ 基本政策小委 の議論を踏まえ、 3年 に設定	・ コストベース で 一律の卸売価 挌 を設定	・ <u>一律の価格体</u> 系	・提供なし	• –	• –	• –	・ベース型を提供
沖	縄	・ 11/21にウェブ サイトで公表	・ 基本政策小委 の議論を踏まえ、 3年 に設定	・ コストベース で燃 調を含む 一律の 卸売価格 を設 定	・ <u>一律の価格体</u> 系	・提供なし	• –	• –	• –	・ ベース型を提供

②卸標準メニュー(ひな型)の販売概要(3/3)

● 容量確保契約金の控除/発電側課金の転嫁は、**全事業者において売手から明示的に精算を行** う予定。

車	業者	容量確保契約金の控除予定/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
	毎道	 入札最低価格の算定時点で、容量確保契約金相当を控除額を算出) 控除する旨を入札参加者に通知予定 	・ 入札最低価格の算定時点で、発電側課金相当(試算値)を転嫁 ・ 転嫁する旨を入札参加者に通知予定
東北		容量確保契約金相当を控除予定(年度毎に控除額を算出)控除額を通知予定	発電側課金相当を転嫁予定課金額は課金単価の公表後に通知予定
東京電力	東電EP	• _	• –
グループ	東電HD·RP	• _	• –
中部電力	中電ミライズ	• –	• –
グループ	中電HD	• –	• –
JE	RA	容量確保契約金相当を控除控除する旨を事前審査を通過した申込者に通知(控除額は通知しない)	・ 発電側課金相当を 転嫁予定 ・ 転嫁する旨 を 契約書に記載
41	;陸	 最低価格から、容量確保契約金相当を控除(対象年度の平均値で控除額を算出) ウェブサイトに、控除している旨を記載 	 発電側課金相当を転嫁 転嫁する旨をウェブサイトに記載し、課金額は課金単価の公表後に通知予定
関	洒	容量確保契約金相当を<u>控除</u>(年度毎に控除額を算出)控除額を通知予定	発電側課金相当を転嫁課金額は課金単価の公表後に通知予定
ф	国	 容量確保契約金相当を控除した卸販売価格を提示 (対象年度の平均値で控除額を算出) 控除する旨を募集要項に記載 (控除額の通知は事業者から連絡があれば応じる) 	発電側課金相当を転嫁課金額(単価)は課金単価の公表後に通知予定
<u>pu</u>	 	容量確保契約金相当額を<u>控除</u>(年度毎に控除額を算出)控除見通し額を、11月に応募意思を表明した事業者に対して個別に通知	発電側課金相当額を転嫁予定課金額(試算値)を通知後、課金単価の公表後に再通知予定
九州		 提示価格は、容量確保契約金相当を控除済 控除する旨を長期商品に関する書類請求を行った事業者に対して通知(控除額は通知しない) 	 提示価格に、発電側課金額相当分を転嫁 転嫁する旨を長期商品に関する書類請求を行った事業者に対して通知(転嫁額は課金単価の公表後に通知予定)
沖	1縄	• (制度対象外)	発電側課金額相当分を<u>転嫁予定</u>課金額(試算値)を申込者へ通知後、課金単価の公表後に再通知予定

③卸標準メニュー以外の販売概要(1/3)

● 卸標準メニュー以外についても、各事業者で販売有無、販売スキーム及び社内/グループ内小売への販売の有無がそれぞれ異なるものの、社内・グループ内にのみ異なるメニューの販売を予定している事業者は確認されなかった。

	事業者	販売予定の有無	販売スキーム	社内/グループ内小売への販売予定
	北海道	・ 販売予定はなし	• –	• -
東北		・ 事業者から 希望があれば協議を実施	・相対交渉	• 現時点で予定なし
東京電力	東電EP	・ 販売予定はなし	• –	• –
グループ	東電HD·RP	・ 販売予定はなし	• –	• –
中部電力	中電ミライズ	・ <u>検討中</u> (供給力見通しを踏まえ、可能な場合は販売)	・ 相対交渉	・ 販売する場合はグループ内外問わず提案予定
グループ	中電HD	・ 販売予定はなし	• –	• –
	JERA	・ 販売予定はなし	• –	• –
	北陸	・ 販売予定はなし	• –	• –
	関西	・ 販売予定はなし	• –	• –
	中国	・ ミドル型について、標準メニュー以外での時間帯の 申し込みも可能	<u>) ・ 入札制</u>	• 現時点で予定なし
	四国	・ 卸標準メニューをベースに、相対交渉を通じて、 買手ニーズに柔軟に対応したメニューを販売予定	・ <u>相対交渉</u>	• 現時点で予定なし
	九州	・ 販売予定はなし	• –	• –
	沖縄	・ 販売予定はなし	• –	• –

③卸標準メニュー以外の販売概要(2/3)

- 卸標準メニュー以外における容量確保契約金の控除/発電側課金の転嫁は、**基本的には卸標 準メニューと同じ考え方で精算を行う**予定。
- <u>中電ミライズ</u>は、卸標準メニューの作成予定はないが、卸標準メニュー以外においては、単年の卸標準メニュー以外と同様の方針をとる予定。

事	事業者	容量確保契約金控除有無/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
北海道		• –	• -
東北		卸標準メニューと同様、控除予定であるものの、実際の協議内容に応じて判断予定	卸標準メニューと同様、転嫁予定であるものの、実際の協議内容に応じ て判断予定
	東電EP	• _	• _
東京電力グループ	東電HD·RP	• _	• –
中部 グループ		 【電源特定】容量確保契約金相当を<u>控除予定</u> 【電源特定】<u>控除額</u>を個別に通知予定 【電源非特定】プライスベースの交渉となるため、容量確保契約金相当としての精算は実施しない予定 【電源非特定】別途精算しない旨を通知しない 	・【電源特定】発電側課金相当を <u>転嫁予定</u> ・【電源特定】 <u>転嫁額</u> を <u>個別に通知予定</u>
	中電HD	• –	• –

③卸標準メニュー以外の販売概要(3/3)

- 卸標準メニュー以外における容量確保契約金の控除/発電側課金の転嫁は、**基本的には卸標 準メニューと同じ考え方で精算を行う**予定。
- 四国電力は、毎年価格協議を行う契約については、プライスベースでの交渉のため、別途控除/ 転嫁を行わない点が卸標準メニューと異なるが、販売プロセスの違いによるものであり、一定の 合理性があると考えられる。

事業者	容量確保契約金控除有無/通知方法	発電側課金の転嫁予定/通知方法
JERA	• -	• –
北陸	• –	• _
関西	• –	• _
中国	 卸標準メニューと同様、容量確保契約金相当を控除した卸販売価格を提示(対象年度の平均値で控除額を算出) 控除する旨を募集要項に記載(控除額の通知は事業者から連絡があれば応じる) 	 卸標準メニューと同様、発電側課金相当は卸価格に転嫁 卸標準メニューと同様、課金額(単価)は課金単価の公表後に通知 予定
四国	 【受給料金を定めている契約】 卸標準メニューと同様、容量確保契約金相当を<u>控除予定</u> 卸標準メニューと同様、<u>控除見通し額を、11月に応募意思を表明した事業者に対して個別に通知</u> 【毎年価格協議を行う契約】 プライスベースの交渉となるため、容量確保契約金相当としての別途精算は実施しない予定 別途精算しない旨を個別に通知予定 	 【受給料金を定めている契約】 卸標準メニューと同様、発電側課金相当を<u>転嫁予定</u> 卸標準メニューと同様、課金額(試算値)を通知後、課金単価の公表後に再通知予定 【毎年価格協議を行う契約】 プライスベースの交渉となるため、発電側課金相当としての別途精算は実施しない予定 別途精算しない旨を個別に通知予定
九州	• –	• –
沖縄	• –	• –

④制約条件及び価格以外の評価基準(1/2)

- 長期卸においては、**全事業者が制約条件を設定していない**。
- 評価基準については、<u>単年卸と同様の基準とする事業者が大宗を占め、社内・グループ内小売</u> にとって実質的に有利となる評価基準を設定する事業者は現時点では確認されなかった。

事第	養者	制約条件	価格以外の評価基準
北海道		 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> 定せず 	単年卸と同様✓ <u>社外小売に対して</u>、外部機関の評価に基づく<u>与信枠の設定(未確定債権も対象)</u>を行い、超過部分については、<u>前払い、保証金、銀行保証状、親会社保証</u>等により補完対応
東	北	 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> <u>定せず</u> 	 単年卸と同様 ✓ 自社小売を含む全事業者に対して、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、支払保証により補完対応するとともに、社外小売に対してのみ、取引実績評価を実施
	東電EP	• – (販売なし)	- (販売なし)
東京電力グループ	東電HD・ RP	 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> <u>定せず</u> 	<u>単年卸と同様</u> ✓ 卸標準メニュー以外については、グループ内小売を含む全事業者に対して、外部機関の評価に基づく与信評価を実施
中部電力 グループ	中電 ミライズ	 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> 定せず 	 単年卸と同様の基準に加えて、契約期間に応じて、事業計画の確認や聞き取り等による長期にわたり電気事業を行う確度の確認及び親会社保証の要否等の追加的な与信評価を実施 ✓ 単年卸では、グループ内小売を含む全事業者に対して、財務諸表の確認や、必要に応じて外部機関の評価に基づく与信評価を実施
	中電HD	• – (販売なし)	- (販売なし)
JERA		 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> 定せず 	 単年度よりも評価基準を引き上げるとともに、信用補完措置の選択肢を変更 ✓ グループ内小売を含む全事業者に対して、外部機関の評価又はそれらに準じた基準による内部格付を基に与信評価を実施し、支払保証金、連帯保証等により補完対応(第1回目の販売時に存在した販売可能量の上限は撤廃)

④制約条件及び価格以外の評価基準 (2/2)

事業者	制約条件	価格以外の評価基準
北陸	• 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設</u> 定せず	 単年卸と同様 ✓ <u>社外小売に対して</u>、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、<u>保証金</u>により補完対応 ✓ 単年卸で実施している取引実績等の基準による<u>グループ分けは長期卸では実施せず</u>
関西	 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> 定せず 	単年卸と同様 ✓ <u>社外小売に対して</u> 、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、 <u>保証金・前受金・第三者保証</u> により補完 対応
中国	 転売禁止・エリア内限定供給の条件は<u>設</u> 定せず 	単年卸よりも評価基準を引き上げ(受給期間における事業継続性を考慮)✓ 自社小売を含む全事業者に対して、外部機関の評価に基づく与信評価を実施し、第三者保証により補完対応
四国	・ 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設</u> 定せず	<u>単年卸と同様</u> ✓ <u>自社小売を含む全事業者に対して、受給パターンや供給力補完</u> の有無、 <u>外部機関の評価</u> や債務保証能力(<u>親会社、料金の前払いによる保証金</u>)、 <u>取引実績</u> 等を総合的に判断
九州	・ 転売禁止・エリア内限定供給の条件は <u>設</u> 定せず	<u>単年卸と同様</u> ✓ <u>自社小売を含む全事業者に対して</u> 、外部機関の評価に基づく与信評価 <u>(未払い等の実績・支払保証等</u> を含む) を実施
沖縄	 転売禁止条件は<u>設定せず</u> (エリア内限定供給の条件は独立系統 のため対象外) 	<u>単年卸と同様</u> ✓ 自社小売を含む全事業者に対して、外部機関の格付や、信用補完措置として、第三者債務保証・保証金 等の選択肢提供による信用評価を実施

【目次】

- I. 24年度卸売交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)
 - 1) 各社の24年度以降の卸売の全体像
 - 2) 単年卸交渉に向けた動き
 - 3)長期卸交渉に向けた動き
- Ⅱ . 各社の取組状況に係る評価及び今後のフォローアップ内容
 - 1) 第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価への対応状況
 - 2) 現時点における評価及び今後のフォローアップに向けた論点
 - 3)内外無差別フォローアップの今後の進め方(案)
- Ⅲ. 非化石証書取引に係る内外無差別性の更なる徹底に向けて

第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価への対応状況(1/2)

- 第86回制度設計専門会合における個別論点について、24年度に向けた取組状況を踏まえると、 内外無差別の観点から対応が進んでいると評価できるのではないか。
- 他方で、内外無差別性の評価に当たっては、各社から公表されつつある卸売のスキームも重要な要素ではあるが、実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要であり、交渉・契約が終わり次第、速やかに次回のフォローアップを行いたい。

事第	業者	第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価(概要)	24年度卸売に向けた検討状況・変更方針				
北洲	与道	 【情報遮断】ログ提出等により取組の実効性を確認できるようにすることが望ましい 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい 【与信評価】自社小売を評価対象外とする場合には、前払いや親会社保証といった多様な選択肢、協議の機会を設けることを求める 	対応策を措置済 ・ 【情報遮断】情報遮断に対応した共有フォルダを構築し、アクセスログ及びアクセス権変更ログを提出でき うに対応 (23年8月末からログ取得が可能) ・ 【転売禁止】転売禁止等の条件を全て解除 ・ 【与信評価】長期卸の開始に伴い、24年度は未確定債権も対象に与信枠を設定し、長期の与信審査を 格化するところ、与信の不足部分については、23年度と同様に前払い、保証金、銀行保証状、親会社保 等により補完対応予定				
東	4 t	 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい 【購入量の上限】エリア需要による購入量の上限について、実質的にエリアでシェアが大きい自社小売に有利な条件とならないように更なる工夫を検討することが望ましい(例えば、1 社複数の札入れを可能とする、上限を緩和する、オークションの回数を増やす等) 					
	東電EP	・ 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい	対応策を措置済 ・ 【 転売禁止 】転売禁止条件については、 全て解除				
東京電力	東電 HD·RP	• 【 与信評価 】自社小売を評価対象外とする場合は、前払いや親会社保証といった多様な選択肢、協議の機会を設けることを求める	対応策を検討中 ・ 【与信評価】24年度も <mark>自社小売は入札に不参加</mark> であるものの、与信の基準点数を自社小売が満たす点数とし、上記基準を達成していない場合でも、当該基準を親会社が満たし、その親会社の債務保証を受けられる場合であれば、与信評価基準を満たす方針で検討中				
中部電力	中電 ミライズ	・ 【情報遮断】ログ提出等により取組の実効性を確認できるようにすることが望ましい	対応策を検討中 ・ 【情報遮断】24年度の卸売交渉に間に合うスケジュールで、 <u>社外ツールによるアクセスログの取得を開始</u> できるよう準備中				
グループ	中電HD	・ 【情報遮断】ログ提出等により取組の実効性を確認できるようにすることが望ましい	対応策を措置済 ・ 【情報遮断】24年度の卸売交渉に間に合うスケジュールで、 <u>社外ツールによるアクセス権限設定ログ等の取得を開始した</u>				
JEI	RA	• –	• -				

第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価への対応状況(2/2)

事業者	第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価(概要)	24年度卸売に向けた検討状況・変更方針
北陸	 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい 【与信評価】自社小売を評価対象外とする場合は、前払いや親会社保証といった多様な選択肢、協議の機会を設けることを求める 【取引実績評価】特定時点の取引実績のみを評価すると新規参入者への門戸が閉ざされるため、全ての社外小売に自社小売と同等の評価の機会を提供することが望ましい 【社内長期契約】プロセスにおいて内外無差別が担保されないため、社内長期契約を解除することが望ましい 	対応策を措置済・一部検討中 ・ 【転売禁止】目的外利用制限の記載について、公表内容から削除し、制限を解除 ・ 【与信評価】23年度同様、単年卸・長期卸ともに、保証金による補完対応を実施 ・ 【取引実績評価】単年卸では、23年度同様の基準でグループ分けを実施し、グループ1から優先協議を行うが、グループ2向けの販売量の枠を一定程度設けることを検討中。長期卸ではグループ分けを行わない予定 ・ 【社内長期契約】既存の社内長期契約については解除を実施
関西	 【購入量の上限】エリア需要による購入量の上限や、保有電源等の控除について、実質的にエリアでシェアが大きく、電源を持たない自社小売に有利な条件とならないように更なる工夫を検討することが望ましい(例えば、1 社複数の札入れを可能とする、上限を緩和する、オークションの回数を増やす等) 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい【与信評価】自社小売を評価対象外とする場合は、前払いや親会社保証といった多様な選択肢、協議の機会を設けることを求める 	対応策を検討中 ・ 【購入量の上限】単年卸では、 <mark>段階的に制約を緩和し、24年度は一部制約条件を設定する方向で検討中</mark> 。長期卸では、 <u>制約条件を解除</u> ・ 【転売禁止】同上 ・ 【与信評価】23年度同様、単年卸・長期卸ともに、 <u>保証金・前受金・第三者保証</u> により補完対応を実施
中国	 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい 【取引実績評価】特定時点の取引実績のみを評価すると新規参入者への門戸が閉ざされるため、全ての社外小売に自社小売と同等の評価の機会を提供することが望ましい 【相対交渉の透明性】相対交渉プロセスを経て、結果として社外小売に比して自社小売と安価で契約締結をしていることから、なるべく透明性の高いプロセスを構築することが望ましい 	対応策を措置済 ・ 【転売禁止】転売禁止等の条件を全て解除 ・ 【取引実績評価】24年度向け卸販売の募集では考慮せず ・ 【相対交渉の透明性】卸販売先選定プロセスが適正に実施されているかを卸窓口とは別のグループが確認するとともに、 卸窓口における卸販売先選定プロセス及び卸窓口とは別のグループによる確認が適切に行われたかを、内部監査部門が確認する
四国	 【自社小売向け確保】規制料金メニューに相当する需要分の社内確保分を卸売対象とすることを求める 【オプション価値】相対協議により社内の方が社外よりも有利な条件が設定されていることから、見直しを検討することが望ましい 【相対交渉の透明性】相対交渉プロセスを経て、結果として社外小売に比して自社小売と安価で契約締結をしていることから、なるべく透明性の高いプロセスを構築することが望ましい 	対応策を検討中 ・ 【自社小売向け確保】規制料金メニューに相当する需要分の確保は行わない ・ 【オプション価値】内外無差別が担保される方法を検討中(希望条件の受付開始予定日までに決定) ・ 【相対交渉の透明性】23年度と同様の評価プロセスを採用するが、事後的に交渉経緯等を詳細に説明することで対応予定
九州	 【与信評価】自社小売を評価対象外とする場合は、前払いや親会社保証といった多様な選択肢、協議の機会を設けることを求める 【取引実績評価】特定時点の取引実績のみを評価すると新規参入者への門戸が閉ざされるため、全ての社外小売に自社小売と同等の評価の機会を提供することが望ましい 【卸売担当部門】合理的な理由なく内外で卸取引の部門が異なることは、プロセスとして内外無差別が担保されているとは評価できないため、同一部門にて卸売を行うことを求める 	対応策を措置済 ・ 【与信評価】自社小売含む全事業者について評価対象とし、過年度の未払い等の取引実績、支払保証等について、 与信評価の中で考慮 ・ 【取引実績評価】取引実績による <u>グループ分けは行わない</u> ・ 【卸売担当部門】内外の卸取引を、同一部門で担当するように変更
沖縄	• 【転売禁止】転売禁止の内容について明確に説明すること、また、必要性そのものを見直すことが望ましい	対応策を措置済 ・ 【転売禁止】転売禁止については、 単年卸標準メニューの一部商品から解除。長期卸では設定しない

(参考) 23年度相対卸の評価(総論)

<23年度相対卸の評価(総論)>

- 自社小売も参加する形での入札(東北電力、関西電力)や、自社小売も参加する形での第3者(ブローカー)が運営する電力取引のプラットフォーム上の卸販売(北海道電力)をはじめ、各事業者が各々に工夫をこらした卸標準メニューを作成し、社内外ともに同時期に卸売の交渉・契約を行うなど、内外無差別に向けた取組は総じて前進していると評価できるのではないか。
- こうした中、**北海道電力**(第3者が運営する市場で売り入札を実施)と**沖縄電力**(社内外に同一メニューを同一価格で提供)については、現時点で**内外無差別な卸売を行っていると評価されるのではないか**。 (※ただし、沖縄電力は、評価項目No.27に関して、小売価格の見通しが未提出のため、その提出を踏まえて、最終的に判断を行うことを想定。)
- 一方で、東京エリア、中部エリアでは、JERA等と小売事業者との間にコミットメント以前からの既存の長期契約が存在するため、卸標準メニューに基づく交渉・契約は限定的であり、内外無差別な卸売に向けた取組が大きく進展しているとは評価しがたい。この点については、現行の長期契約が満了する2025年度より先の契約へのアクセス機会が内外無差別に提供されることが重要。このため、現在JERAが進めている2026年度以降の長期商品の卸売について、引き続き、タイムリーに事後確認をしていくこととしてはどうか。
- また、相対交渉を行った事業者(北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力)においては、プロセスが必ずしも透明化されていない中、**自社小売への社内卸売が優先されているのではないかとの疑義を生じさせるような事例が確認された**。こうした点については、**改善の検討を求めていく必要があるのではないか**。

(参考) 23年度相対卸の評価(個別論点)

<23年度相対卸の評価(個別論点)>

以下のように評価し、24年度以降に向けて、さらなる取組を期待する/求めることとしてはどうか。

- <u>規制料金メニューに相当する需要分を社内で確保していた事業者(四国電力)について、社内で確保することなく卸売を行うことを求める。</u>
- <u>情報遮断について、アクセスログ等が確認できなかった事業者(北海道電力、中電HD、中電ミライズ)は、</u>ログ提出等によって取組の実効性を確認できるようにすることが望ましい。
- <u>オプション価値について、相対協議により社内の方が社外より有利な条件が設定されている事業者(四国</u> <u>電力)は、見直しを検討することが望ましい。</u>
- <u>転売禁止</u>について、余剰電力の売却も禁止されている等の誤解が生じないように、**より明確な説明を行うこと** <u>が望ましい</u>。また、そもそも競争促進の観点からは、転売制限の必要性そのものを見直すことが望ましい。
- <u>エリア需要による購入量の上限や、その際の保有電源等の控除を卸売の条件としていた事業者(東北電力、関西電力)について、実質的に、エリアでシェアが大きく、電源を持たない自社小売に有利な条件となる</u>ため、 <u>さらなる工夫を検討することが望ましい</u>(例えば、1 社複数の札入れを可能とする、上限を緩和する、オークションの回数を増やす等)
- **与信評価**について、**自社小売を評価対象外とする場合には、**基準を満たさなければ一律契約不可とするのではなく、**前払いや親会社保証といった多様な選択肢、協議の機会を設けることを求める**。また、社内外同一基準の場合でも、実質的に自社有利とならないように、多様な選択肢や協議の機会を設けることが望ましい。

(参考) 23年度相対卸の評価(個別論点)

- 取引実績等の評価について、過去の特定時点における取引実績のみを評価すると、新規参入者への門戸が閉ざされるため、すべての社外小売に、自社小売と同等の評価の機会を提供することが望ましい。
- 相対交渉プロセスを経て、結果として社外小売に比して自社小売と安価で契約締結した事業者(中国電力、四国電力)については、内外無差別に交渉が行われた結果であったかどうか疑念を払拭できないため、内外無差別の観点からはなるべく透明性の高いプロセスを構築することが望ましい。
- **社内長期契約が存在する事業者(北陸電力)**については、**プロセスにおいて内外無差別が担保されない** ため、**社内長期契約を解除することが望ましい。**
- <u>合理的な理由なく、内外で卸取引の部門が異なる事業者(九州電力)</u>については、<u>プロセスとして内外無</u> 差別が担保されているとは評価できないため、同一部門にて卸売を行うことを求める。
- 小売価格が調達価格を下回る事業者について、直ちに内部補助が行われているとは判断されないものの、 そうした状況が今後も続く場合、全体評価として内外無差別が担保されているとは評価できない。

<長期契約の評価>

- スライド36のとおり、現時点で存在する長期契約に関する内外無差別の評価については、社内・グループ内とのみ長期契約を締結しているかどうか、また、社内外・グループ内外ともに長期契約を締結している場合にはその契約時期等に外形的に大きな差があるかどうかを確認する手法で行った。
- 今後、JERAによる長期商品の販売が進んでいくこと、また、長期脱炭素オークションの開始によって長期契約の締結も想定されることを踏まえ、長期契約の内外無差別に関する中長期的な評価方針を今後さらに検討すべき。

現時点における評価及び今後のフォローアップに向けて(1/2)

<現時点における全体的な取組状況の評価>

- **24年度単年卸**について、**多くの事業者が本専門会合における評価を受けて対応策を措置済 又は検討中**である点は、一定の評価ができるのではないか。
- 24年度以降の長期卸について、多くの事業者が電力・ガス基本政策小委員会や本専門会合 における議論を踏まえて、卸標準メニューを設定し、内外無差別なスケジュールで販売を実施す る予定である点は大きな前進であると評価できるのではないか。
- **東京エリア、中部エリア**では、既存の長期契約があるために卸標準メニューに基づく交渉・契約は限定的であり、内外無差別な卸売に向けた取組が大きく進展しているとは評価しがたい、**現行契約の満了後のアクセス機会が内外無差別に提供されることが重要、と本専門会合で再三指摘されてきたところ**、**JERAが26年度以降の長期卸を内外無差別に行うべく取り組んでいる点は大きな前進**であると評価できるのではないか。

現時点における評価及び今後のフォローアップに向けて(2/2)

<今後のフォローアップに向けて>

- 一方で、実際に卸標準メニューに基づいて内外無差別なスケジュールで卸売が行われたか等、<u>事</u> 後的に確認を行っていくことが重要。
- その際、<u>与信評価</u>等において、実質的に社外小売のみが購入できない結果につながるような厳しい運用を行っていなかったか、といった点は重点的に確認することとしたい。
- また、**内外一律に通告変更権を設定しないこととする事業者が増加傾向にある**ことについて、一部の買手からは、需給調整を困難にするものである、という声も聞かれる。通告変更権に限らず、**内外無差別であっても買手にとって条件が厳しくなっていないか、それがどのような影響をもたらすか、注視していくこととしたい**。
- さらに、第86回制度設計専門会合では、大宗の事業者において23年度(見込み値)の小売価格が調達価格を下回っている状況を確認し、この点について、内部補助により小売市場の競争を歪めているおそれがあるとして、小売価格が調達価格を下回る状況が今後も続く(例えば今後2年)場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないと整理された。つまり、次回フォローアップにおいても小売価格が調達価格を下回る状況が変わらない事業者がいる場合には、当該事業者(当該エリア)は内外無差別が担保されているとは評価できないのではないか。したがって、次回は22年度実績値に加えて23年度実績値及び24年度見込み値を確認し、当該状況が改善されているかについて重点的に確認することとしたい。
- その他、今後に向けて留意すべき点はあるか。

(参考) 23年度 小売価格への反映に係る確認結果

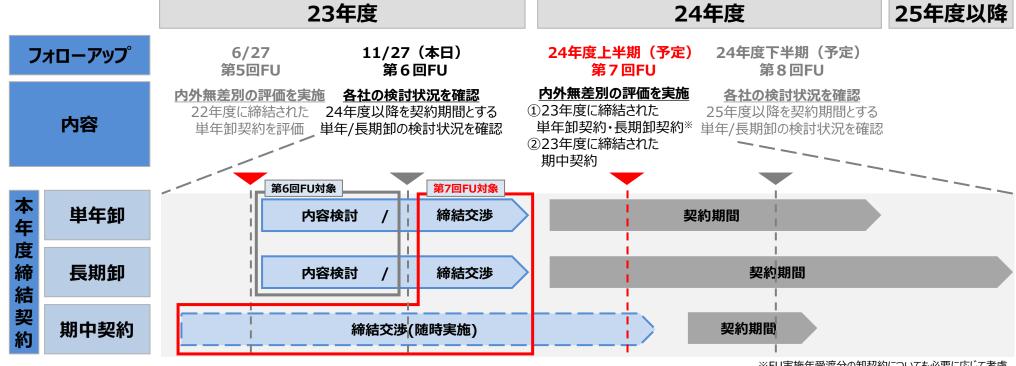
第86回制度設計専門会合(令和5年6月27日)資料5より抜粋、一部改変

- 小売価格と調達価格を確認したところ、北海道電力、東北電力、東電EP、北陸電力、四国電力、九州電力、沖縄電力について、小売価格が調達価格を下回っていた。その理由として、23年度卸交渉が結果して市況が高い時期に行われ社内取引価格が高値となったため、小売価格の即時かつ急激な引き上げは需要家の料金の安定性が損なわれ現実的ではない、などの説明があった。
- 一定の合理性はある一方、小売価格が調達価格を下回る状況が続く場合、発電部門から小売部門へ内部補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まり、仮に卸売スキームが内外無差別であっても、小売市場の競争を歪めているおそれがあるのではないか。
- したがって、今回は○評価の場合でも、小売価格が調達価格を下回る状況が今後も続く(例 えば今後2年)場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないので はないか。

	確認観点 No.	1. 体部形	◎ ○×評価(確認対象外の項目は-)										
		NO.	. 唯沁坝日	北海道	東北	東電EP	中電MZ	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
M	小売価格 への反映		標準メニューによる 卸販売を行った結果、調達価格が、 適切に小売価格 (規制部門含む ※1) に反映されて いるか		0	0	•	0	•	•	0	0	0

内外無差別フォローアップの今後の進め方(案)

- 来年度に向けた取組が公表されていない事業者については、早急に方針を示すよう促すとともに、 内外無差別性の評価に当たっては、実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行 うことも必要であることから、交渉・契約が終わり次第、速やかに次回のフォローアップを行いたい。
- このため、次回のフォローアップは 24年度上半期に実施することとしたい。その際、直近の契約締 結プロセスの内外無差別性を確認し、担保されていない場合は早急に状況を改善させることを 目的とすることから、①23年度に締結された、24年度以降を契約期間とする単年/長期卸及び ②23年度に締結された期中契約の評価を中心に行うこととしたい。



【目次】

- I. 24年度卸売交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)
 - 1) 各社の24年度以降の卸売の全体像
 - 2) 単年卸交渉に向けた動き
 - 3)長期卸交渉に向けた動き
- Ⅱ. 各社の取組状況に係る評価及び今後のフォローアップ内容
 - 1) 第86回制度設計専門会合における卸売に係る評価への対応状況
 - 2) 現時点における評価及び今後のフォローアップに向けた論点
 - 3)内外無差別フォローアップの今後の進め方(案)
- Ⅲ. 非化石証書取引に係る内外無差別性の更なる徹底に向けて

非FIT非化石証書取引の内外無差別性の更なる徹底に向けて

- 第85回制度検討作業部会(2023年10月13日開催)にて、監視等委事務局より非化石証書取引の監視結果について報告を行った中で、一部事業者が内部取引分の価格設定を行っていない点を踏まえて、今後の対応の一例として、内部取引価格の設定を求める方向性を示した。
- 内外無差別な卸売のフォローアップにおいては、非FIT非化石証書のコストについて小売部門が適切に認識した上で、「小売平均価格(託送費除く)>電力調達単価+非化石証書調達単価」となっているかを確認してきた。当初、非化石価値について小売価格への適切な反映を確認することが想定されていたのは外部調達必要量のみであり、必ずしも内部取引の反映までは想定されていなかった※。
 - ※第40回制度設計専門会合(2020年2月10日開催)にて、非化石証書の外部調達必要量(2020年度、約9%)を念頭に内部補助の 監視方法が議論、整理された(38,39頁参照)。
- 本年6月時点のフォローアップにおいては、内外無差別な卸売のコミットメントを行っている事業者(小売部門)のうち、7社が内部取引もコストとして認識している一方、3社は内部取引をコストとして認識しておらず、 外部取引のみをコストとして認識していることが確認された。
- しかしながら、小売市場における非化石証書の価値は、内部調達したものであれ、外部調達したものであれ 等しいと考えられることから、小売市場において競争歪曲的な行為を監視する上では、内部取引分についても 小売価格に反映すべきコストとして認識することが適切と考えられるのではないか。
- ついては、今後、「小売平均価格(託送費除く)」と「電力調達単価+非化石証書調達単価」の確認を行う際には※、コミットメントを行っている全事業者において、非化石証書の内部取引分も小売価格に反映すべき コストとして認識することを求め、確認を行っていく必要があるのではないか。

[※]第89回制度設計専門会合(2023年9月29日開催)において、24年度以降は、電力調達単価、非化石証書調達単価に加えて、容量拠出金も電力調達コストの要素の1つとして確認することとされている。

(参考) 監視結果を踏まえた今後の対応②

(続き)

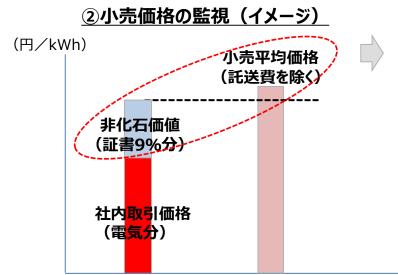
- そのため、内外無差別の更なる徹底に向け、**取引の透明性確保**のため、電力の卸取引における 取組 (※) も参考に、例えば、以下のような取組が求められるのではないか。
 - ① 事業者において、**発電・小売間の情報遮断を徹底**する。
 - ② 取引の監視を厳格化する観点から、市場取引などの社外取引の価格水準との比較が可能となるよう、**内部取引価格の設定**を求める(制度面での対応も検討)。
- また、調達機会の確保に向け、市場の予見性を高めることも有効であることから、オークションへの 1回当たりの供出量のあり方などの制度面についても検討する意義があると考えられる。

(※)電力の卸取引における内外無差別の取組

• 電力の卸取引については、①内外無差別な交渉機会の確保、②内外無差別な卸条件の確保、③内外無差別な卸売りを担保 するための体制(発電・小売間の情報遮断等)の確保などが求められている。

(参考) 論点3:非FIT非化石証書の取引を踏まえた内部補助の監視

- **非FIT非化石証書の取引開始後**においては、**その影響を考慮した監視を行う必要**がある。この点、グランドファザリングの設定により、旧一般電気事業者(小売部門)及び新電力が高度化法の中間目標達成のために市場等から調達する非化石証書量は基本的に同量であることなど、高度化法の制度趣旨を踏まえれば、
 - ①卸取引の監視については、論点1のとおり、電気の社内取引と社外取引の比較を行うことで足りるのではないか。
 - ②小売価格の監視については、論点2の電気の社内取引価格に加え、非化石証書の購入 分※1をコストとして認識された上で小売平均価格が設定されていることを確認することが考えられるのではないか※2。
 - ※1 2020年度分については、約9%分。
 - ※2 こうした考え方の適否や非化石価値分の算定方法等の詳細な考え方については、**高度化法の中間目標や非化石価値** 取引市場の制度趣旨及び非化石証書購入費用の小売料金上の適切な反映に係る検討状況を踏まえ、<u>資源エネル</u> ギー庁でも検討いただくこととしてはどうか。

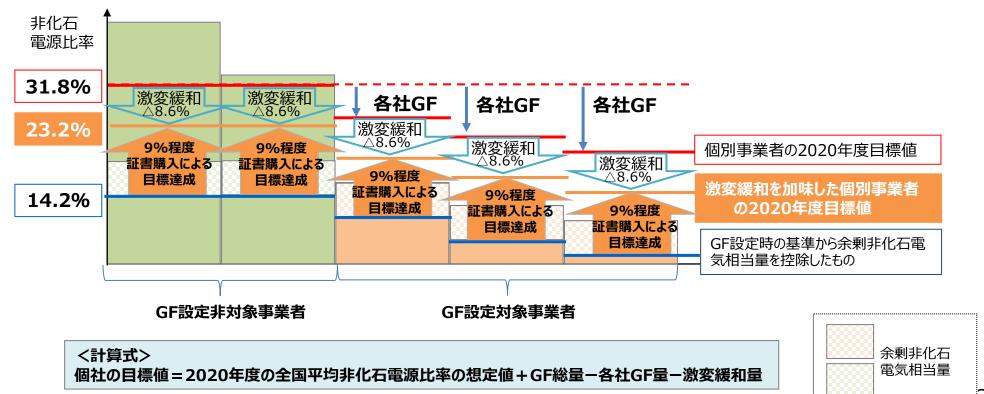


旧一般電気事業者の小売価格が、小売部門の 非化石証書(2020年度は約9%分)の購入も コストとして認識した上で設定されているか

※エリアプライス以下の個々の小売価格は小売市 場重点モニタリングにおいて重点的に監視。

(参考)2020年度の目標値の設定について

- 中間とりまとめに基づき、2018年度の達成計画及び2019年度供給計画の値を用いて試算。
 - **ロ2020年度の非化石電源比率想定:26.1%** (19年度供給計画)
 - □GF総量(5.7%)を加味して算定した**2020年度の非化石電源比率目標:31.8%** ←激変緩和加味無し
 - □昨年度のTFで示した試算方法と同様に、2018年度の売残り証書分(△8.6%)を激変緩和量の水準とした場合、GF設定非対象事業者の2020年度の非化石電源比率目標値は23.2%。
 - ロGF設定対象事業者については、23.2%から各事業者のGFを引いたもの。
- このとき、各小売電気事業者の証書購入量は9.0%程度となる。 (橙線と青線の差)



(参考) 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第五次中間とりまとめ

- (4)高度化法義務達成市場について
 - ③市場の透明性確保に向けた監視
 - 3. 旧一般電気事業者の社内・グループ内取引について

高度化法上の中間目標値においては、小売電気事業者の非化石電源比率に応じて化石電源グランドファザリングが設定されており、一定量をグループ内の発電事業者からの相対取引又は社内取引で入手することが認められている。また、当該グランドファザリングは、導入時における非化石電源の調達環境を踏まえたものであるため、従前と同様の調達環境で電気と非化石価値をセットでグループ内取引されることが想定されていた。

他方、過去、電力の卸取引においては、不当な内部補助防止策・内外無差別な卸取引として監視等委において検討され、(発電小売一体会社を含め)旧一電各社において内部取引価格を設定し、それを踏まえて社外・グループ外への卸取引との内外無差別を監視することとしている。

非化石価値について、特に非化石電源を有する旧一電各社・グループにおいては、小売部門・小売会社は社内ないしグループ内の発電部門・発電会社より非化石価値を取得している部分も比較的多いと考えられる中、仮に社内・グループ内において発電と小売間で電気とセットの取引により非化石価値の相当分の価格が見えなくなる場合、証書の調達環境に差異を生じているとの疑念を持たれるおそれがあるため、旧一電各社の社内・グループ内取引においては、グランドファザリングの導入時の考えにより電気とセットによる非化石価値の取引もある点を考慮しつつも、例えば社内・グループ内取引と同様に電気とセットで他社へ販売する取引価格や他社への非化石価値の取引価格の事例を参照しながら、内外無差別の観点から確認する。

なお、その頻度については、外部との相対取引の監視と同様、年一回行うこととする